

## 会議名 令和5年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和5年4月25日
開催場所		本庁舎政策経営部会議室
議 題		1. 令和5年度手数料適正化検討委員会について 2. 手数料改正意向調査結果について 3. 豊島区手数料条例の改正について 4. その他
公開の 可否	会 議	非公開  非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部公開  非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部公開とする。
出席者	委 員	政策経営部長（委員長）、区民部長（副委員長）、財政課長、行政経営課長、総合窓口課長、生活衛生課長、建築審査担当課長、土木管理課長、建築課長
	事務局	財政課3名
会議次第		(1) 議題の案件について説明 (2) 質疑応答

---

## ◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

### 1 令和5年度手数料適正化検討委員会について（資料1）

4月1日付の人事異動に伴い、委員の変更を報告した。

### 2 手数料改正意向調査結果について（資料2）

4月に実施した手数料の改定意向調査結果について、説明した。

#### ① 令和5年 第2回定例会の予定案件

1件（建築課）

#### ② 令和5年 第3回定例会の予定案件

1件（生活衛生課）

### 3 豊島区手数料条例の改正について（資料3）

#### (1) 容積率算定の延べ面積から除外するための認定事務手数料及び省エネ工事における特例許可制度に係る事務手数料の新設（建築課）

「建築基準法」の一部改正により、住宅等に設ける高効率給湯設備などを設置するための機器室等の面積を容積率算定の延べ面積から除外することが認定できるようになったため、当該事務の手数料額を新設したい。

また、省エネ改修工事により、第一種低層住居専用地域における絶対高さ制限や高度地区における高さ制限に抵触することを認める特例許可制度が設けられたため、当該事務の手数料額を併せて新設したい。

⇒新たな手数料の徴収について承認した。

#### 【委員からの質問とそれに対する回答】

・今回の手数料新設について、第1回定例会で上程している区があるが、なぜ本区は第2回定例会で上程するのか。

⇒改正内容が明らかになったのが昨年末であり、具体的な許可・認定の内容を精査した上で、第2回定例会に上程することにした。

・法律は令和5年4月1日にすでに施行済みであるが、今回の手数料新設までの間、支障はないか。

⇒現状、対象となる建築物において申請見込みがないこと、また、認定まで一定の作業期間を要することから、今後の申請は第2回定例会以降の認定となる。よって、特段支障は生じない。

### 4 その他

なし

会議の結果	・提示された豊島区手数料条例改正案について、手数料適正化検討委員会で承認したものとし、令和5年第2回定例会に豊島区手数料条例改正案を上程する。
提出された資料等	資料1-1 手数料適正化検討委員会 委員名簿 資料1-2 豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱 資料2 令和5年度「手数料」改正意向調査票 資料3 豊島区手数料条例の一部を改正する条例について 資料3-1 説明資料【建築課】 資料3-2 手数料条例改正 新旧対照表【建築課】 資料3-3 手数料算定根拠【建築課】
その他	なし